



消費生活 サポーター通信

令和5年度第9号

今月のテーマ

海産物の強引な 電話勧誘に注意!

事例



- ・業者から電話があり、「福島第一原子力発電所の処理水放出のせいで日本の海産物が海外に売れなくて困っている。商品を購入することで支援してほしい。」と言われた。
- ・断ったが、「2万円の商品を1万5千円に値引きするので、助けてほしい。」と何度もお願いされて、承諾してしまった。
- ・やはり断ろうと業者に電話したが、呼び出し音が鳴るだけで、電話に出ない。解約することはできないのか。

アドバイス

注意!

業者は社会情勢を巧みに利用し、人の善意につけ込むような話し方で勧誘をしています。



しつこく勧誘されても



不要な商品の勧誘はきっぱりと断りましょう

・「いりません」ときっぱり断り、すぐに電話を切りましょう。

断ったのに、荷物が届いてしまったら...

・受取りを拒否し、代金は絶対に支払わないようにしましょう。



電話勧誘販売はクーリング・オフができます

電話勧誘で購入を承諾してしまった場合でも、契約書面を受け取った日から8日間はクーリングオフができます。



クーリング・オフ制度については以下を参照ください。

https://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/coolingoff.html



◆ご相談は...

消費者ホットライン 局番なし ☎

いやや
188



(お近くの消費生活センターにつながります)

青森県消費生活センター
マスコットキャラクター
(消費者教育推進大使)
テルミちゃん
☎(TEL. Mo)

公式LINEに登録してね

友達登録方法

右のQRコードを読み込む

または

LINEの「友だち追加」から
「@638mbqrp」をID検索する



令和5年12月発行

青森県消費生活センター ☎017-722-3343 (平日9時~17時30分 土・日・祝日10時~16時 ※年末年始休)